

再意見書

西 企 営 第 1 2 2 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 2 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 5 4 0 - 8 5 1 1

住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう ばん ごと
大阪府大阪府中央区馬場町 3 番 1 5 号

名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいは
西日本電信電話株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち 大竹 伸一
連絡先

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集」(2010年度)に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

該当部分	再意見
<p>・ネガティブリスト方式の現行維持が必要であると考えます。ネガティブリスト方式は、接続事業者がボトルネック設備を用いたサービスをN T T東西殿に遅れをとることなく迅速に提供することを可能としており、日本の通信市場の公正競争確保において非常に重要な役割を担っているルールであると考えます。</p> <p>端末系伝送路設備の種別（メタル・光）については、昨年度の検証結果の考え方5（※1）にて示された内容において変化した状況はないと考えられるため、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。特に考え方「①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること」については、光の道構想において超高速ブロードバンドの普及が推進されていく現状において、その有する意義は更に強くなっていくものと考えます。</p> <p>参照：※1 平成 22 年 2 月 総務省資料 「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」考え方5</p> <p>「①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてN T T東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。」</p> <p style="text-align: center;">（イー・アクセス 5 ページ）</p> <p>・第一種指定電気通信設備の指定に当たりネガティブリスト方式を採用し、また端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せずに行う現行方式については、本制度の検証において示されている以下の考え方について、これまでの検証においても、特段の事情の変化が認めら</p>	<p>・ 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の 50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。</p> <p>・ しかしながら、指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、I Pブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。</p> <p>・ 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約 2 倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、C A T V事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去 9 年間で契約数を 1.7 倍の 3,264 万世帯（平成 22 年 3 月末。再送信のみを含む）に増加させています。</p> <p>・ したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、競争下で敷設されている光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては</p>

該当部分	再意見
<p>れないことから、その考え方を踏襲するとされているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ポジティブリスト方式はボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るリスクがあり、ネガティブリスト方式の採用がNTT 東西殿による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や、NTT 東西殿を競争上不利な状況に置くまたはお客様利便を損ねている等の状況も認められないことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当。 - メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT 東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していることから端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある。 ・今年度においても、上記の考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、ボトルネック性の有無を判断する基準として用いられている加入者回線シェアの計算方法と併せて、現行方式を維持すべきと考えます。 <p>なお、この点に対し NTT 東西殿は、自身の迅速なサービス提供ができないことを理由にポジティブリスト方式の採用を主張していますが、この方式は競争事業者がボトルネック設備を利用したサービス提供を迅速に行えない結果を招くことからNTT 東西殿のより一層の独占化につながり、公正競争環境確保の観点から認められません。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク 3～4 ページ)</p>	<p>諸外国での規制の状況も踏まえ、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、CATV回線(現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む)や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・ 更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・ また、第一種指定電気通信設備の指定方法に関しては、ソフトバンク殿及びイー・アクセス殿より、昨年度の総務省の検証結果を引用し、現行の指定方法を継続すべきとの主張がなされていますが、ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可

該当部分	再意見
	<p>申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">• したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。

該当部分	再意見
<p>■指定対象設備は現行維持が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定の対象設備について、現行維持が必要と考えます。 <p>光の道構想にて I P 網の普及促進が求められている現状において、特に地域 I P 網・ひかり電話網・NGNやDF等については、接続事業者のサービスを展開する上での不可欠性は更に増していくものであり、レガシー系設備含めた現行の各指定対象設備は今後の日本の通信市場を考える上で必要なものであると考えます。</p> <p style="text-align: center;"><イー・アクセス 5 ページ></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在指定を受けている第一種指定電気通信設備については、ボトルネック性を有している状況に変化がない限り、議論の余地なく、それと一体として設置される電気通信設備も含め指定が継続されることが必要不可欠です。 <p>地域IP網、光アクセス回線については、依然として他事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であるという状況があること、またNTT-NGN、光IP電話用ルータについては、フレッツネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加により、NTT東西殿の市場シェアが拡大していることから、第一種指定電気通信設備としての指定を廃止するという選択肢自体が存在する状況にはないと考えます。</p> <p style="text-align: center;"><ソフトバンク 4 ページ></p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社の次世代ネットワーク、地域 I P 網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 他事業者が I P 網を自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、I P 網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ② 現に、他事業者は独自の I P 網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。具体的には、ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで 51%、府県別では最小で 36%、F T T H 市場での競争が激しい関西エリアでは、京都を除く 1 府 4 県でシェア 50%を下回り、また、三重、富山の 2 県では、C A T V 事業者殿のシェアがそれぞれ 54%、51%と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にあること（平成 22 年 6 月末）。 ③ 地域 I P 網の接続料として、平成 13 年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、

該当部分	再意見
	<p>他事業者による利用実績はないこと。</p> <p>ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、0AB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは36%程度(平成22年6月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば7%程度(同上)に過ぎない状況にあること。</p> <p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p>

該当部分	再意見
<p>■アンバンドル機能対象は現行維持が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> アンバンドル機能対象について、現行維持が必要と考えます。現在対象となっているアンバンドル機能によって、ADSLをはじめとした消費者にとって安価で利便性の高い様々な通信サービスの提供が実現されています。 <p>また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書（2009年10月 総務省）を受けて、FTTR（ドライカップサブアンバンドル）やWDM波長といった新たなアンバンドルが実現しています。これら機能によって接続事業者の創意工夫を凝らした新たなサービスの登場が期待され、特にWDM波長のアンバンドルについては、接続事業者のIPネットワーク構築の円滑化や効率化において非常に有用な機能であり、今後更に需要が伸びていくものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">＜イー・アクセス 5～6ページ＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。 特にひかり電話網については、従来第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、事業者間協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされ、その接続料設定が義務化されたことから、当社のみ事業者均一の接続料を定めることとなった結果、昨年度当社意見で「懸念」として指摘した問題、すなわち、一部の固定事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が、現に生じております。したがって、当社としては、お客様の利便性を確保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点から、早急に当該機能をアンバンドルの対象から除外していただく必要があると考えます。 なお、アンバンドルの対象から除外するのに時間を要する

該当部分	再意見
	<p>場合には、少なくとも、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（平成 21 年 10 月）にて、「(不当に高額な接続料に関する) 具体的な判断基準については、引き続き議論を深めた上で設定することが適当」「(「逆ざや問題」について) 固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされたことを踏まえ、総務省殿において、当社 P S T N 網の接続料やひかり電話網の接続料より高い接続料を設定している固定電話事業者に対し、接続料の算定根拠を提出させた上で、当社や他事業者より接続料が高い理由や、自社内や自社グループ内の無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等について説明するように求め、当該事業者の接続料の適正性を検証し、不当に高額な接続料が設定されている場合は、それを是正する仕組みを設けていただきたいと思います。</p>

該当部分	再意見
<p>従って、総務省殿においては、公正競争環境の実現に向けて以下に掲げる項目について早急にアンバンドル化を図るべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 収容局に設置されている NTT-NGN 用の収容ルータのインタフェース（中継ルータ側）に接続点を追加し、NTT-NGN サービスのアクセス回線について加入者単位でのアンバンドル - 中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGN サービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でのアンバンドル - ドライカップパの上部区間に係る網使用料等の設定（サブアンバンドル） - 特別光信号中継回線のアンバンドル構成の見直し（複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端において WDM を対向して設置している区間についても、WDM アンバンドル区間の対象とすべき） - 接続事業者の IP 中継網と固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話収容装置のアンバンドル <p>また、ドミナント規制の見直し議論の結果如何を問わず、ボトルネック設備を有する事業者とその他の事業者の同等性という公正競争の要であるアンバンドル規制の維持は必要不可欠です。</p> <p>※2 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ（2009年度第4四半期（3月末））（2010年7月6日） <ソフトバンク 5 ページ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトバンク 殿がアンバンドルすべきと御指摘されている機能について、弊社としては以下のとおりと考えます。 ■ 中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGN サービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でアンバンドル ・ NGN の中継局ルータを接続点とし、NGN とアクセス回線を併せて加入者単位のアンバンドル機能を設定することについては、当社の NGN の仕様上、①利用者は通信毎に接続事業者を切り替えて通信したり、② NGN 内に閉じたサービスを利用することが可能となっており、特定の接続事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっていることから、現時点では困難であると考えます。 ■ 収容局に設置されている NTT-NGN 用の収容ルータのインタフェース（中継ルータ側）に接続点を追加し、NTT-NGN サービスのアクセス回線について加入者単位でのアンバンドル ■ 接続事業者の IP 中継網と固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話収容装置のアンバンドル ・ NGN の収容局ルータ上部を接続点とし、NGN アクセス回線の加入者単位でのアンバンドル機能を設定することについては、当社の NGN では、負荷分散による効率的なネットワーク構築の観点から、収容ルータが上位の中継ルー

該当部分	再意見
	<p>タにパケットを伝送する機能しか有しないように設計されており、アンバンドル化するためにルータ等の容量の抜本的な見直しを含むNGNの網構成の大幅な変更が発生し、多額の開発コストが嵩むことから、現時点では困難であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ドライカップの上部区間に係る網使用料等の設定（サブアンバンドル） <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、接続事業者から具体的なアンバンドル要望が寄せられた場合には、接続事業者網との接続形態等を伺い、当社設備の提供の態様や運用面、システム面で必要となる対応等を検討した上で、これらを踏まえた適切な接続料を設定させていただく考えです。 ■ 特別光信号中継回線のアンバンドル構成の見直し（複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端において WDM を対向して設置している区間についても、WDM アンバンドル区間の対象とすべき） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別光信号中継回線にかかる接続約款変更申請にあたっての当社再意見（平成 22 年 3 月）において述べましたとおり、当社としては、要望区間がご指摘の設備形態であった場合においても、空き波長があれば、基本的には提供可能です。

該当部分	再意見
<p>・ NGN における機能の開放が進んでいない</p> <p>NTT-NGN のプラットフォーム機能(帯域制御機能や認証・課金機能)の開放については、昨年実施された「競争セーフガード制度の運用に関する意見」の中でも議論されており、継続してアンバンドル化の検討を行うこととされています。しかし、現時点においてもプラットフォーム機能の開放は進んでいない。2010年8月に実施された「光の道」構想に関する意見募集の中でも、改めて他の通信事業者等から、アクセス網が一体となり IP 時代のボトルネックとなりうる NTT-NGN の機能について、『競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多様な階梯で接続点を設け、ユーザ単位で公正に開放することが必要である』との意見も出されています。</p> <p>NGN における公正な競争環境の整備が必要</p> <p>NGN の機能がユーザ単位で開放されることで、NTT-NGN に收容される加入者が、NTT 以外の事業者が提供する NGN のサービスを利用できるようになる。このような環境を整備することで、NGN の通信サービスの領域で通信事業者同士による公正な競争が促進されると考えます。</p> <p>・「光の道」の整備および利活用の向上に貢献</p> <p>通信事業者同士による競争が進むことで多種多様な NGN の通信サービスが出現し、アプリケーションサービスを提供する事業者向けのプラットフォーム機能の整備も進むと考えられます。このような環境になることで、NGN 上に様々なサービスが提供されるようになり、ユーザの利活用も促進されることが期待できます。</p> <p style="text-align: center;"><テレコムサービス協会 1 ページ></p> <p>また、NTT 東・西が光アクセス回線と一体として構築を進めている NGN は指定設備であって、ブロードバンド・IP 時代における新たなボトルネックとなり得ることから、現在の加入電話加入者が NTT 以外の電話サービスを選択できるのと同じように、NGN 加入者が</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、当社の NGN 上でお客様が多様なサービスをご利用して頂けるようにしていきたいと考えていますが、プラットフォーム機能のアンバンドルについては、現時点に至るまで、他事業者からの具体的な接続要望はない状況にあるため、まずは、要望事業者において要望内容を具体化していただく必要があると考えます。当社は、具体的なご要望が寄せられた場合には、技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないことを確認の上、当該事業者と協議を進めていく考えです。 ・ また、当社としては、具体的なご要望をお聞かせ頂ければ、積極的に対応していく考えであり、国際標準の動向も踏まえつつ、NNI による機能アンバンドルだけでなく、UNI や SNI での機能提供を含め、できるだけ早期かつ低廉に実現できる方法を選択・提案させていただく考えです。 ・ なお、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。

該当部分	再意見
<p>競争事業者の同等のサービス（電話、放送、VOD、VPN等）を簡単な手続により適正な価格でユーザー単位で利用できるよう、認証、QoS、帯域制御、位置固定等の機能を予め構築し、開放すべきです。</p> <p style="text-align: center;"><KDD I 3～4ページ></p>	

該当部分	再意見
<p>・ NTT 東西殿が提供する NGN アンバンドル化に対して諸方面より指摘がなされていると認識しています。その中でも NTT 東西殿が提供するひかり電話サービスは中継網内に位置する帯域制御機能を利用することで通話品質を確保していますが、相互接続事業者として NTT 東西殿と同様に帯域制御機能を利用したくアンバンドル化を要望していますが進展しておりません。</p> <p>本来、第一種指定電気通信設備は技術的に可能である限りアンバンドルするものとされています。</p> <p>しかしながら、NGN の帯域制御機能のアンバンドル化について、NTT 東西殿との個別協議にて開発を要望した所、詳細な技術条件に入る前の実現方式の基本的検討段階で、中小規模の事業者が負担しうる許容範囲を遥かに超える費用規模、加えて期待する利益も失われる程の対応期間が想定される旨の回答を受けました。</p> <p>このため弊社が目する NGN を利活用した接続事業者提供の OABJ-IP 電話実現の要望は、現状暗礁に乗り上げております。</p> <p>市場競争の観点からすれば、支配力の強い NTT 東西殿が発展的で先進性のある NGN の展開・拡大を進める最中、競争事業者が追随していくためには NGN 機能のアンバンドル化の推進による参入機会の拡大が必要と考えています。現状のような硬直した状態が長く続くのであれば OABJ-IP 電話市場に関しては NTT 東西殿の独占回帰が進み、市場競争が成り立たなくなることを危惧しております。</p> <p>前述した通り、NGN は第一種指定電気通信設備に指定されながらも、帯域制御機能を始めアンバンドル化が難航しており、独占排他性を帯びた状況にあると言えます。</p> <p>つきましては、NGN アンバンドル化の本格的な取り組み、ないしは代替的な規制措置の検討を進めることが喫緊の課題と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><フュージョン・コミュニケーションズ></p>	<p>・ フュージョン・コミュニケーションズ殿からは、ご指摘の帯域制御機能の利用を含む接続要望をいただき、協議を実施いたしましたが、当社としては、詳細な技術条件に入る前の実現方式の基本的検討段階に留まるものであり、当社としては、現時点、フュージョン・コミュニケーションズ殿において、協議の内容等を踏まえ、要望内容の具体化を進めていただいているところと認識しています。今後、具体的な提案を頂ければ、当社としても、実現方式や概算費用等の詳細な検討を進めてゆく考えです。</p>

該当部分	再意見
<p>・「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日答申)において、「NTT東・西の設置する戸建向け屋内配線は、第一種指定設備に該当することが適当」との考え方が示されたことを受け、平成22年1月に戸建向け屋内配線が指定設備化されていますが、マンション向け屋内配線についても同様に一種指定設備として整理して頂きたいと考えます。特に、いわゆるフレッツマンション(フレッツのみの利用を条件に、NTT東・西が費用負担して光屋内配線を敷設するケース)については、ボトルネック設備である加入ダークファイバーと一体的に光屋内配線が敷設されており、戸建て向け屋内配線と同じ構造にあります。</p> <p>・また、屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、同答申において「マンション向けF T T Hの場合は、(中略)屋内配線の転用ができない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性は、戸建向けF T T Hの場合よりも高いと考えられる。」との考え方が示されているところ、ユーザーの選択肢の幅を広げ、利用者利便の向上を図るためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具体的期限を定める等の措置を検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">< K D D I 2 ~ 3 ページ ></p>	<p>■マンション向け屋内配線の指定設備化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション向け屋内配線について、平成21年10月16日付け答申において、「NTT東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること、更に、NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられることから、マンション向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されており、現段階においてもその状況に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。 <p>■マンション向け光屋内配線の転用ルールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション向け光屋内配線の相互転用について、接続事業者がご要望されるのであれば、まずは協議させていただく考えです。

該当部分	再意見
<p>・ FTTH 市場（戸建て/ビジネス）における NTT グループのシェアは、2010 年 3 月末で 74.4%※6 と更なる独占化傾向を示しています。</p> <p>このような傾向が継続するなかメタルから光ファイバへのマイグレーションが進行しており、メタル回線数の減少等によりレガシー系サービスの接続料は上昇傾向を示していますが、NTT 東西殿の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や、光アクセスサービス市場の競争に寄与するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、8 分岐単位での光ファイバの貸出し等の公正競争上の問題のため光サービスへの新規参入が阻害されています。</p> <p>このため、自前の設備を持たない競争事業者は、光サービスに参入できない一方で、接続料が上昇傾向のレガシー系サービスに取り残される状況となっており、既存事業者の市場退出の可能性すらも懸念されている状況です。このような状況を放置した場合、競争環境の後退、延いては利用者料金への影響等、消費者利便の低下を誘引させる恐れがあり、当該状況を早急に是正し、FTTH 市場における公正競争環境を確保することが急務と考えます。</p> <p>なお、イー・アクセス株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、株式会社ビック東海、ソフトバンク BB 株式会社の 5 社は、NTT 東日本殿の商用設備環境を再現しての OSU 共用実験に成功※7 しており、技術的にも運用面でも問題なく、分岐端末回線毎の貸出しが実現可能であることを確認しています。</p> <p>従って、総務省殿においては、これ以上公正競争環境を後退させないためにも、技術面・運用面からも実現可能な具体策である分岐端末回線あたりの接続料設定等、公正競争上の問題の解消に向けた必要な措置を迅速に講じるべきと考えます。</p> <p>※6 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表（2009 年度第 4 四半期（3 月末）（2010 年 7 月 6 日）より</p> <p>※7 FTTH サービス市場におけるお客様利便性向上の実現に向けた取組みについて ～複数事業者による NTT 仕様 OSU 共用の検証結果～（2010 年 3 月 10 日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社としては、これまで主張してきたとおり、OSU の共用については、①今後のサービスの多様化や新サービスの提供が困難になること、②現在よりも、提供コストが嵩み、サービス品質が低下することから、実施する考えはありません。当社が共用しなくても、他事業者間で効率的なサービス提供を行うことは十分に可能であることから、OSU 共用を要望する事業者間で共用を実施すればよいものと考えます。 ・ なお、光の道構想に関する意見募集（平成 22 年 8 月）においては、STNet 殿、ケイ・オプティコム殿といった自ら設備を構築している電力系事業者等からも、設備競争やサービス競争の促進に支障をきたすものであり、実施すべきではないとの意見が出されているところであります。

該当部分	再意見
<p data-bbox="808 261 1279 293"><ソフトバンク 14～15ページ></p>	

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ NGN における IPv6 ネイティブ接続の網内折り返し機能 2011 年 4 月に開始が予定されている NGN における IPv6 ネイティブ接続について、NTT 東西は「網内折り返し機能」の利用を必須とし、かつ有料としています。しかし、本来の IP の機能に従えば網内折り返しが実現できるのは当然であり、その機能を有料とすることには疑問があります。現状の NTT-NGN において、この機能の実現のために特別のコストがかかるのであれば、NTT が NGN 構築時に IPv6 インターネットへの接続を考慮していなかったことに原因があります。 ・ IPv6 への移行の促進 この「網内折り返し機能」が有料となると、従来の IPv4 接続と比べて IPv6 接続が高コストとなり、ISP による IPv6 移行の促進を阻害する恐れもあることから、NTT-NGN の IPv6 ネイティブ接続の料金に関して、十分な配慮が必要であると考えます。 <p style="text-align: center;"><テレコムサービス協会 5 ページ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回、接続事業者様よりいただいたネイティブ方式による IPv6 インターネット接続実現のご要望にあわせて、当該サービスの実現に必要な網内折り返し機能を、希望するお客様に提供するための開発を行う予定です。 ・ 網内折り返し機能を提供するために必要となる開発費用は、要望元である接続事業者と、当該機能を用いたサービスの提供を予定している当社で按分負担することとしており、当社が負担した開発費用については、本サービスを利用するお客様から回収させていただく必要があると考えています。 ・ なお、具体的なサービスの料金等については需要動向や競争環境等を十分に踏まえて検討していく考えです。

該当部分	再意見
<p>・現状、NTT東・西が保有するボトルネック設備については、第一種指定電気通信設備として接続ルール等が課されていますが、ダークファイバー等の利用における手続・リードタイムの非同等性や競争事業者の接続情報の不正流用の問題などを目の当たりにするにつけ、現行のルールでは公正な競争を行い得る環境の確保には不十分であると考えます。</p> <p style="text-align: right;"><KDDI 3ページ></p>	<p>・ 当社は、電気通信事業法等にも定められているとおり、ダークファイバ等の利用手続きにおいて、当社利用部門と他事業者とを同等に取り扱っております。</p>

該当部分	再意見
<p>■指定電気通信設備制度に関する検証について</p> <p>・平成22年8月31日にNTT殿より「マイグレーションの考え方について」が公表されました。今後、メタルから光へのマイグレーションも進む中、コロケーションに係るNTTリソースや設備に対する更なる効率化促進は必要不可欠な状況となってくるものと考え、NTT東西殿及び接続事業者の取り組みの重要度も増していくものと考えます。</p> <p>また、接続事業者においては、自らのコスト競争を高めるためにも、実質的に利用を行う範囲内でのNTTリソースや設備の利用が必要な状況となっています。先般、上述のNTTリソースや設備の返却に関する協議において、故意又は過失による損害賠償が規定されている「コロケーションに必要となる通信用設備の利用に関する契約書」の締結、並びに接続約款に基づいた手続きを遵守しているにもかかわらず、接続事業者の設備に恒久的かつ物理的な制限（利用不可）をかけることを条件にするなど、過剰な運用基準を求められるケースも発生しております。</p> <p>設備効率化促進の観点からも、接続事業者の設備に物理的な制限をかける必要性の有無も含めて接続事業者が合理的な範囲で効率的な運用を行うことができるよう検証を行い、リソース返却に関する運用をルール化するなど、明確にしておく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;"><イー・アクセス 11ページ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロケーションの運用条件について、他事業者様から具体的なお要望があれば、まずは協議させていただく考えです。

該当部分	再意見
<p>・接続料の適正性の検証</p> <p>事業法第30条第3項第3号は、「他の電気通信事業者（以下中略）に対し、その業務について不当に規律をし、又は干渉すること」を禁止しています。一方、事業法第34条第3項第4号は接続料の水準を規定し、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」は、より具体的に、接続料原価の算定プロセスや原価として算入すべきコストや利潤等を記載しています。然るに、当該ガイドラインにおいても、接続料算定式（特定された原価から接続料をどのように導出するか）については記載されておらず、接続約款に記載されている接続料が適正であるか否かを検証するしくみが全く明らかにされていません。このことにより、第二種指定電気通信事業者が、事業法第34条第3項第4号が規定する接続料水準より高い接続料を接続事業者に課し、相対的に自己にとって有利な取引を行い、「他の電気通信事業者の業務について不当に規律している」可能性を否定できません。第二種指定電気通信事業者がどのような算定式を用いて接続料を算定したのか、特に、設備の処理能力（容量）に基づく接続料であるべきレイヤ3接続機能とレイヤ2接続機能について、その接続料算定プロセス（特に算定式）をすべて公開するとともに、総務省殿においても再度検証していただくことを強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">＜テレコムサービス協会 5ページ＞</p> <p>■第二種指定通信設備制度に対しての継続的な検証・見直しの必要性</p> <p>・第二種指定制度については、国民にとっても生活必需品として日常生活において不可欠なものとなったモバイルサービスの現状を受けて、昨年の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書（2009年10月 総務省）の検討にて、制度設立以来はじめての検証が行われ、その結果、現行制度では補いきれなかった接続料算定の基本的な考え方等を示した「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定されま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」では、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的な取組みに委ねられているところですが、これまで第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用されるべきであると考えます。 ・イー・アクセス殿、テレコムサービス協会殿が主張されるとおり、同ガイドラインに基づく接続料の算定プロセスやそのガイドラインの運用状況の検証については、当社としても必要だと考えますが、その検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。 ・また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（平成21年10月16日）の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。

該当部分	再意見
<p>した。他方、導入が予定されていた接続会計制度は廃案となりましたが、同報告書において期待された接続料算定の適正化及び透明性向上への効果・役割を十分に果たすためにも、あらためて同制度の導入が期待される所です。また更なる公平かつ公正な競争環境を整えるため、同ガイドラインの運用状況を定期的に検証することや、スタックテストや接続約款の認可制等の追加施策の検討が行われていく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;"><イー・アクセス 6 ページ></p>	

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本問題に関しては、総務省殿より、2008年2月18日にNTT東西殿に対する行政指導が行われ、NTT東西殿からも適切な対応を実施した旨の報告があったところですが、その後も、競争事業者から本問題事例が発生していることが繰り返し指摘されてきたところです。 ・ このような状況において、昨年11月18日に報道発表されたNTT西日本殿における情報漏洩事件※4（以下、「本件」という。）が発生したことは、総務省殿が、NTT東西殿からの報告を鵜呑みにして、的確な予防措置を講じなかったことも一因であり、その結果、接続事業者への影響だけでなく、不正に情報を流出された顧客に対しても、影響が発生した事実を総務省殿は強く認識すべきです。 ・ 本件に対しては、総務省殿は、本年2月4日に業務改善命令を行い、NTT西日本殿からの業務改善計画、NTT東日本殿からの実施計画の提出及び、その対応状況報告を要請しているところではありますが、この対応はNTT東西殿の報告を鵜呑みとするこれまでの対応と大差がなく、同様の問題が再発すると考えられるため、総務省殿においては、より踏み込んだ対策を行うべきと考えます。 ・ 現在、NTT東西殿は、本件に関して、「問題が発生したプロセス」、「昨年11月には対象データが存在しないと報告したにも関わらず本年6月に対象データが突如発見された理由」、「対象データの内容」、及び「本年8月末に完了した外部機関による検証結果」等、利害関係者である接続事業者に対して当然に説明されるべき事項に関しても、十分な説明を行っていない状況にあり、接続事業者としては、NTT東西殿の講じられた対策が十分なものかどうかを検証できる状況にはありません。総務省殿においては、まず、NTT東西殿にて、説明責任を果たすことを強く要請いただくべきと考えます。また、そのうえで、NTT東西殿の情報管理プロセスが客観的に検証され、適正性が担保されるような仕組みの導入を推進すべきと考えます。 <p style="text-align: center;"><ソフトバンク 8～9ページ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、昨年度の兵庫及び北陸での事案（以下、昨年度事案）を受け、顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出規制・閲覧規制などのシステム面での対策を講じるとともに、受注等処理業務のうち他事業者情報を扱う業務を営業部門から設備部門へ移管するなどの業務面での対策も講ずるなどの施策を行うこととした業務改善計画（平成22年2月26日）により、他事業者情報を営業部門から隔離する措置について、既に策定・実行しているところであります。 ・ 業務改善計画の実行状況については、総務省殿に3ヶ月ごとに報告を行うことに加え、その有効性・実施状況についての外部機関によるチェックを8月までに完了しています。チェックの結果、業務改善計画に記載された施策は計画通りに遂行されており、同一ケースの再発抑止に効果がある、という旨の調査結果をいただいております。当該チェック結果については、関係する電気通信事業者様に対し書面でお知らせするとともに、10月22日には説明会を開催しております。当該外部機関には、情報セキュリティに関する多くの監査を実施した実績があり、情報セキュリティに関する豊富な経験とノウハウを有するとともに、当社と資本関係がない機関を選定したことから、当社としては客観的なチェックが行われたものと考えており、今後も必要に応じて外部機関の力も活用しながら、引き続き情報セキュリティに

該当部分	再意見
<p>・ 本年 2 月 4 日、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いについて NTT 西日本殿に対して業務改善命令が出されたこと、および、これに関連して NTT 東日本殿に対して行政指導が行われたことを受け、NTT 西日本・東日本殿各々による業務改善計画・実施計画の策定、総務省殿への四半期毎の実施状況報告が行われているところです。</p> <p>総務省殿においては、本事案の再発防止のため、十分な原因究明と NTT 東・西殿における業務改善策の有効性に対する厳格な検証を行うとともに、接続部門が他事業者から得た情報を営業部門から実効上分離するための根本的な措置を実施いただくことをあらためて強く要望します。</p> <p>本年 4 月 20 日に開催された総務省の「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」における「過去の競争政策レビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」の合同ヒアリングにおいて、日本電信電話株式会社殿から「改善策について、今後、第三者機関によるチェックを追加実施する考えです。」との表明があり、これを受けて、NTT 東・西殿が自ら選定した外部機関によるチェックが本年 8 月末までに完了したと伺っておりますが、これについては客観性・透明性・検証可能性の点から不十分であると考えます。</p> <p>弊社共、接続に係る情報の提供主体かつ利害関係人である接続事業者としては、上記業務改善命令に係る電気通信事業紛争処理委員会殿の答申において指摘されている「措置に対する客観的な検証可能性への配慮」の確保の観点から、NTT 西日本殿のみならず NTT 東日本殿に対しても、利害関係者から独立した公平性のある第三者が、問題点が改善されたか否かについてのチェック項目と手順を予め明らかにした上で定期的に監査を行ってその結果を公表するといった、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるような何</p>	<p>関する点検・監査を継続的かつ徹底して繰り返し実施していく考えです。また、昨年度事案に関する関係事業者への説明会を合計 3 回 (4 月、8 月、10 月) 開催し、事案の全容、事案発生後に講じた措置について説明を行っております。</p> <p>・ したがって、他事業者様が提起されている「NTT 東西殿の情報管理プロセスが客観的に検証され、適正性が担保されるような仕組みの導入」、「透明性の高い監視の仕組みの導入」などの新たな措置は不要であると考えます。</p>

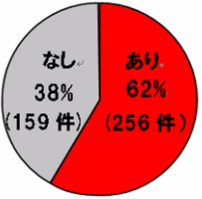
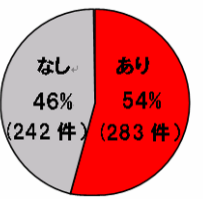
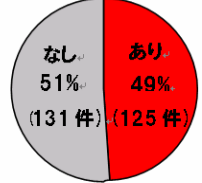
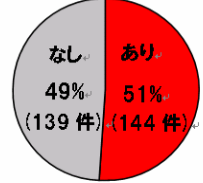
該当部分	再意見
<p>らかの透明性の高い監視の仕組みを導入すべきと考えます。</p> <p>< 1 4 社連名 ></p>	

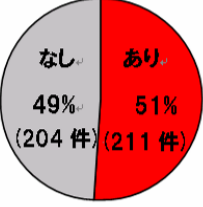
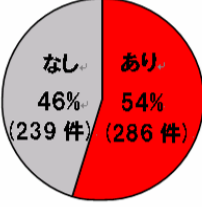
該当部分	再意見
<p>・ N T T 西日本あるいはN T T 西日本の代理店を名乗る者からの自宅固定電話へのフレッツサービスの勧誘が、いまだ散見されます。</p> <p>この点、N T T 西日本は、販売代理店等が独自に作成した名簿等を用いて架電しているものであり、N T T 西日本としては関知していないとのスタンスではありますが、昨年兵庫県にて発生したN T T 西日本による接続情報の不正提供の発生状況・経過（※）を鑑みると、接続情報や顧客情報が利用されているとの疑念がぬぐえないことから、改めて、再委託や再々委託等、間接的な契約先を含め全県域等子会社・全販売代理店を調査する等、徹底した措置が必要と考えます。</p> <p>特に、業務委託先等への管理・監督責任があるN T T 西日本においては、不適切な行為が発覚した場合は、当該契約を打切るという断固とした姿勢をもって、再委託や再々委託等、間接的な契約先を含め県域等子会社・販売代理店の管理・監督を行うことが肝要と考えますので、その点強く指導いただくことを要望いたします。</p> <p>※兵庫県にて発生したN T T 西日本による接続情報の不正提供の発生状況・経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接規制のかからないN T T 西日本-兵庫、販売代理店が介在する形で発生した ・ 廃棄した顧客データと概ね一致する顧客データが、N T T 西日本-兵庫内に存在していた <p>にもかかわらず、本年6月になってはじめて認知されている</p> <p style="text-align: right;"><ケイ・オプティコム 2ページ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売代理店については、従来より各社独自の情報に基づいて営業活動を展開しております。 ・ お客様情報及び他事業者情報（以下、他事業者情報等という）を取り扱う業務を委託する場合は、当該委託先に対し、業務委託契約書等において、他事業者情報等の適正な取扱いに関する管理・監督・指導についての責任者の設定、他事業者情報等の目的外利用の禁止や情報セキュリティに関する安全管理措置、事故発生時のペナルティ等について規定するとともに、規範意識強化の観点から、公正競争条件確保や情報セキュリティ強化に向けた社員研修を徹底して実施しているところです。 ・ 特に県域等子会社等については、情報管理体制や自主点検等についてより厳格な情報管理義務を定め、N T T 西日本と同等の情報管理ルールを課しているところであり、また県域等子会社の営業部に対し、業務用P Cの総点検を実施するなど、更なる点検強化を図っています。 ・ なお、他事業者情報等を取り扱う業務を再委託する場合には、N T T 西日本の書面による同意を必要としております。また、一次委託先に対し、再委託先にも一次委託先と同等の情報管理を義務づけるよう求めるとともに、再委託先の行為について、一次委託先が責任を負うことを規定するなど、厳格な管理・監督を行っております。

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本問題に関しては、総務省殿より、2008年2月18日にNTT東西殿に対する行政指導が行われ、NTT東西殿からも適切な対応を実施した旨の報告があったところですが、その後も、競争事業者から本問題事例が発生していることが繰り返し指摘されてきたところです。 ・ このような状況において、昨年11月18日に報道発表されたNTT西日本殿における情報漏洩事件※4（以下、「本件」という。）が発生したことは、総務省殿が、NTT東西殿からの報告を鵜呑みにして、的確な予防措置を講じなかったことも一因であり、その結果、接続事業者への影響だけでなく、不正に情報を流出された顧客に対しても、影響が発生した事実を総務省殿は強く認識すべきです。 ・ 本件に対しては、総務省殿は、本年2月4日に業務改善命令を行い、NTT西日本殿からの業務改善計画、NTT東日本殿からの実施計画の提出及び、その対応状況報告を要請しているところではありますが、この対応はNTT東西殿の報告を鵜呑みとするこれまでの対応と大差がなく、同様の問題が再発すると考えられるため、総務省殿においては、より踏み込んだ対策を行うべきと考えます。 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しかしながら、これまで問題解決に至らない要因が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同一企業体に存在しているというNTT東西殿の組織構造上の問題であることは明白であり、上記対応だけでは、抜本的な解決には至らないものと考えます。従って、総務省殿においては、顧客への悪影響の回避、及び公正競争環境の確保を行うために、タスクフォースにおける議論等を通じて、NTT東西殿組織の構造分離を推進し、抜本的な解決を図るべきと考えます。 <p style="text-align: center;">＜ソフトバンク 8～9ページ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東・西によるF T T H販売に係る接続関連情報の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、本事案については、営業部門における他事業者情報に係る顧客情報管理システム端末に不十分な点があったこと、並びに営業部門における他事業者情報の取扱いに関するルール等が徹底されていなかったことに起因すると考えております。 ・ 他事業者情報の取扱いについては、業務改善命令（平成 22年 2月 4日）を踏まえた業務改善計画（平成 22年 2月 26日）に則り、顧客情報管理システム端末における他事業者情報の一括抽出規制、閲覧規制などのシステム面での対策を講じるとともに、受注等処理業務のうち他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管するなどの業務面の措置を講じております。更に、規範意識強化及び監査・監督体制強化の観点から、社内規程や運用ルールの見直し、点検の強化、研修の充実等の取組を実施しております。この取り組みについては、外部機関より、業務改善計画の有効性及び実施状況についてチェックを受け、8月末で完了しており、今後も、点検・監査については、必要に応じて外部機関の力も活用しながら、継続的かつ徹底して繰り返し実施していきます。 ・ なお、NTT東西の組織のあり方については、競争セーフガードの検証対象ではないと考えます。

該当部分	再意見
<p>接続事業者は、NTT東・西が保有するボトルネック設備に接続してサービス展開を図っています。NTT西日本事案のような事例が発生していることに鑑みると、接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為がNTT東・西によって行われている可能性が濃厚であると言わざるを得ません。こうした行為は、電気通信事業法第30条に抵触することから、接続業務で知り得た他事業者の情報を利用した営業活動を禁止しているファイアウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>なお、こうした問題は、ボトルネック設備を保有する部門をNTT東・西の組織内に留めたことが根本的な原因となっているため、抜本的に解決するには、アクセス部門のNTT東・西からの完全資本分離を行い、NTT東・西の利用部門への差別インセンティブを除外するしかないと考えます。</p> <p style="text-align: center;"><KDDI 4ページ></p>	

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西殿の116窓口において利用者が加入電話の移転・転居の手続きを行う際に、NTT東西殿が接続業務で取得している顧客情報をもとに、利用ADSL事業者の案内及びフレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業について、当該行為が行われることのないよう2007年度、2008年度の検証において、NTT東西殿に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請されその履行状況の報告を求めるとする措置が行われたところです。 ・ しかしながら、弊社共にて実施したアンケートによると、上述の行為に関する事例は昨年度とほぼ同じ傾向を示しています。総務省殿のこれまでの対応は不十分であり、その結果、FTTH市場におけるNTT東西殿の独占化に拍車をかけている現状は極めて問題であり、直ちに是正を行う必要があると考えます。 ・ 具体的には、総務省殿において、指導後の違反事例について罰則を課す等、より実効性のある指導を行うと共に、116窓口とフレッツサービス受付センターの所在地及び対応者を物理的に分離することや、NTTグループ以外の会社が個別に委託業務として運用する等の踏み込んだ措置を併せて対策として実施すべきと考えます。当該問題が放置された結果、NTTグループの独占の進行による市場支配力の拡大に、歯止めをかけることができなければ、総務省殿は規制機関としての信頼を勝ち取ることができないものと考えます。 <p>(弊社共実施のアンケート)</p> <p>116における回線移設手続き時の利用ADSL事業者案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果</p> <p>①利用ADSL事業者の案内 (対象：全アンケート回答者対象)</p> <p>Q:NTT116番にて電話回線移設のお手続きをして頂いた際に、ADSL事業者まで連絡するようという案内が、NTTからありましたか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用の防止やフレッツサービス等の営業活動において加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを用いないことについて、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じております。 ・ 更に、業務改善計画（平成22年2月26日）に基づき、平成22年5月に顧客情報管理システムの改修及び閲覧規制により、116における他社DSLサービス情報の閲覧を不可としております。また、閲覧規制の実施にあたっては、各事業者様のご意見等を踏まえ、お客様利便性確保の観点から、116にて加入電話の移転、廃止等の注文を受付した際、他事業者サービスをご利用の場合には当該事業者あてに当該サービスの移転等手続きを連絡していただく必要がある旨を、従来同様、注意喚起を行うこととしています。 ・ また、フレッツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することがありますが、これはお客様利便確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。 ・ なお、フレッツサービス等の受付センターと116センターを同一とするか否かは当社の業務運営の問題であり、そもそも、競争セーフガード制度の検証対象ではないと考えます。

該当部分	再意見
<p>2009 年度</p>  <p>2010 年度</p>  <p>②具体的な利用ADSL事業者（Yahoo!BB）利用の案内（対象：①で「利用ADSL事業者への連絡案内があった」と回答した方） Q:その際に、「Yahoo! BB」という名前の案内がNTT116番担当者の方からありましたか？</p> <p>2009 年度</p>  <p>2010 年度</p>  <p>③フレッツ勧誘有無（対象：全アンケート回答者対象） Q：NTTが提供されているインターネットサービス（フレッツ）についての勧誘はありましたか？</p>	

該当部分	再意見
<p style="text-align: center;">2009 年度 2010 年度</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>なし あり 49% 51% (204 件) (211 件)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>なし あり 46% 54% (239 件) (286 件)</p> </div> </div> <p>調査期間：2010年6月中旬～2010年6月下旬 調査方法：Yahoo!BBサポートセンターへ引越しのご連絡を頂いた際にヒアリングを実施 回 答総数：525件</p> <p style="text-align: center;"><ソフトバンク 6～8 ページ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N T T 東・西の 1 1 6 窓口における加入電話移転手続きに伴うフレッツ光の営業活動 N T T 東・西は、公社時代から継承した加入電話の「顧客基盤を活用」できると共に、接 続業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を取得できるこ とから、加入電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の営業活動において用いている可能 性があります。営業面でのファイアーウォールを遵守する必要があるにも関わらず、今年度 においても、未だ 1 1 6 窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動の 問題事例が報告されており、事態は依然として改善されていない状況が続いています。 本事例は、電気通信事業法第 3 0 条に定める禁止行為に該当し、フレッツ光が活用業務と して認可された際の条件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれが ないこと」からも逸脱した行為であるといえます。 こうした事例の発生を防止するには、N T T 東・西内において、加入電話とフレッツ光の 部門の所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファイアーウォール措置の徹底を実質的に 	

該当部分	再意見
<p>担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;"><KDD I 4～5ページ></p>	

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共調べによると、県域等子会社が運営する一部の販売店において、NTTドコモ殿の携帯電話を販売する行為が依然として散見されますが、※5これは子会社を介した実質的なNTT東西殿とNTTドコモ殿の一体営業に他なりません。 ・ このような県域等子会社を通じた排他的な一体営業等の実態については、これまでも各接続事業者から指摘されてきたところであり、総務省殿の考え方においても公正競争阻害の恐れが指摘されているところです。 ・ しかしながら、これまでに総務省殿から出された指導は、NTT東西殿と県域等子会社の役員人事兼務の報告を行うことにとどまるものであり、さらに3年連続して指導が出されているにもかかわらず、今に至るまでなんら事態の改善につながっていないことに鑑みれば、人事情報の報告のみではいかなる効果も期待できないことは明らかです。 ・ 一方で、当該問題は、タスクフォース「光の道」ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）において、取り挙げられ、県域等子会社の規制の在り方等について議論が行われているところです。ワーキンググループで議論を尽くし、NTT東西殿と県域等子会社との役員兼任を禁止する等の厳格なルールを定めることは当然のこと、ドミナント規制の在り方の見直し議論が行われる中で電気通信事業法第31条等を見直すことで、県域等子会社にもNTT東西殿と同様の禁止行為規制を適用すべきと考えます。 <p>※5 県域等子会社のホームページ上で、NTTドコモ殿の携帯電話を販売している旨を掲載</p> <p style="padding-left: 20px;">NTT-西日本-東海<http://www.ntt-west-tokai.co.jp/original/index.html></p> <p style="padding-left: 20px;">NTT-西日本-中国<http://www.ntt-west-chugoku.co.jp/keitai.html></p> <p style="text-align: center;"><ソフトバンク 10～11ページ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県域等子会社とNTT東・西及びNTTグループ各社の一体営業 <p style="padding-left: 20px;">NTT東・西の県域等子会社による携帯電話の販売は、NTT東・西が、自らのサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県域等子会社への業務委託は、経営効率化の観点から実施しているものであり、こうした効率化の努力は、お客様サービスの向上や料金の低廉化を通じ、お客様利便の向上に資するものと考えております。 ・ 当社の県域等子会社によるNTTドコモ殿の代理店業務については、当社からの委託業務を実施する組織とは別の組織において、委託業務とは独立して実施しており、営業情報等に関するファイアーウォールを担保するなど、適切な措置を講じております。 ・ また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、顧客情報及び他事業者情報の適正な取り扱いに係る管理体制の構築を義務付ける等、適正な取扱いについて業務委託契約に規定する等の措置を講じてきたところでありますが、他事業者情報の取扱いについては、業務改善命令（平成22年2月4日）を踏まえた業務改善計画（平成22年2月26日）に則り、顧客情報管理システム端末における他事業者情報の一括抽出規制、閲覧規制などのシステム面での措置、受注等処理業務の一部を設備部門へ移管するなどの業務面の措置を講じるとともに、規程等の見直し・点検の強化・研修の充実等の規範意識強化、監査・監督体制の強化の措置を講じております。この取り組みについては、外部機関より、業務改善計画の有効性及び実施状況についてチェックを受け、8月末で完了しており、今後

該当部分	再意見
<p>の販売を受託している県域等子会社を通じてNTTドコモと連携することにより、固定と移動をセットで販売する一体営業であり、これは子会社を介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。こうした子会社を通じた固定と移動のセット販売や、NTT西日本事案のような接続で知り得た情報の本体から子会社への提供を踏まえると、県域等子会社を介したNTTグループの一体営業の実態が浮かび上がります。</p> <p>これらの営業活動は、禁止行為対象事業者の電気通信業務の主たる部分を委託するものであって、実態上は禁止行為対象事業者による行為と同じであるため、禁止行為の対象範囲を子会社等まで拡大する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;"><KDDI 5ページ></p> <p>・競争セーフガード制度では、「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」への該当事例として、「NTT東西殿とその子会社等の一体的な事業運営」の他にも「県域等子会社におけるNTTドコモ殿商品・サービスの販売」、「グループ間の人事交流」など数多くの事例が注視すべき事項として挙げられており、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力の問題は、1999年のNTT再編成以来においても競争環境における継続的な課題になっていると考えます。前述のNTT西日本情報漏洩問題の発生を踏まえれば、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力に対する公正競争要件の見直しは喫緊の課題であると考えます。</p> <p>(中略)</p> <p>禁止行為規制の見直し</p> <p>NTT東西殿の実質的な業務を行う県域子会社を禁止行為規制の対象として追加することにより、接続情報の目的外利用禁止をより厳格化する必要があると考えます。更にはNTTグループの巨大な市場支配力の濫用を抑止する観点から、グループ会社間の優先的な共同</p>	<p>も、点検・監査については、必要に応じて外部機関の力も活用しながら、継続的かつ徹底して繰り返し実施していきます。</p> <p>・以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事業活動に向けた措置を既に講じていることから、県域等子会社に対してNTT東西本体と同等の禁止行為規制を適用するなどの規制拡大は不要と考えます。</p>

該当部分	再意見
<p>営業、連携サービスの禁止規定が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;"><イー・アクセス 3 ページ></p>	

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定関係事業者の範囲を検討するに当たり、総務省殿は昨年度、以下のような考え方を示しています。 「一昨年度の検証結果では、まずは競争セーフガード制度の運用を通じ、電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当であり、当該検証の積み重ねを踏まえ、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していくとしたところであり、現時点においては、一昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない。」 ・ ここ2、3年における営業部門の統合やNTTファイナンス殿による一括請求等、NTTグループ会社間の連携が加速度的に進展している環境変化が、NTT再編の趣旨の形骸化につながることは明らかであり、「一昨年度の検証結果を変更する特段の事情」に十分値するものと考えます。 ・ 従って、総務省殿においては、業務の連携等を図るグループ会社等が増大している点も踏まえて、NTTドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTTデータ」という。)殿、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域等子会社やNTTファイナンス殿等といった非電気通信事業者に対しても特定関係事業者の指定の範囲を拡大すべきと考えます。 <p style="text-align: center;"><ソフトバンク 15 ページ></p> ・ 競争セーフガード制度では、「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」への該当事例として、「NTT東西殿とその子会社等の一体的な事業運営」の他にも「県域等子会社におけるNTTドコモ殿商品・サービスの販売」、「グループ間の人事交流」など数多くの事例が注視すべき事項として挙げられており、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力の問題は、1999年のNTT再編成以来においても競争環境における継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の継承に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、接続や取引条件等に関して、NTTドコモ殿等のNTTグループ各社に比して、他の電気通信事業者に不利な取扱いを行っておらず、公正競争上問題ないものと考えます。 ・ また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等の措置を講じてきたところであり、また、業務改善計画（平成22年2月26日）の策定・実行を通じ、他事業者情報の適正利用に向けた措置を講じております。 ・ 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事業活動に向けた措置を既に講じていることから、特定関係事業者の拡大は必要ないと考えます。

該当部分	再意見
<p>的な課題になっていると考えます。前述のNTT西日本情報漏洩問題の発生を踏まえれば、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力に対する公正競争要件の見直しは喫緊の課題であると考えます。</p> <p>(中略)</p> <p>特定関係事業者制度の見直し</p> <p>上記と同様の理由から、NTT東西殿の実質的な業務を行う県域等子会社を特定関係事業者の対象として追加する必要があると考えます。また、固定とモバイルの融合が見込まれる中、共に指定電気通信設備を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿間の一体的な事業運営による市場支配力の濫用を抑制する必要があるため、NTTドコモ殿についても特定関係事業者に追加することが適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;"><イー・アクセス 3ページ></p>	

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共は過年度の本制度の意見において、一部のドコモショップにおけるNTT東西殿のフレッツサービスの営業やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等による値引きの実態について指摘しておりますが、依然として、このような状況が継続しています。 ・ この点について、総務省殿は、2009年度の本制度の運用に関する意見及びその考え方において、当事者が代理店であれば直ちに排他性があるとは言えないとの考え方を示していますが、これは実態に即したものになっていないと考えます。 ・ ドコモショップについては、専ら株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）殿の製品、サービスを取り扱う店舗である実態、及び多くのユーザの認識を考慮しても、ドコモショップに、NTTグループ以外の事業者のサービス契約を目的に訪問するユーザは想定できず、競争事業者がドコモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられません。このような状況を踏まえると、ドコモショップはNTTドコモ殿の一部とみなすべきであり、代理店が運営する店舗での行為であるとしても、実質的な排他性が十分に存在するものと考えます。 ・ 従って、総務省殿は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（以下、「共同ガイドライン」という。）」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、このような実質的な排他的営業行為を看過せず、ドコモショップにおけるNTTグループ他社商品の取り扱いを禁止する措置や、少なくとも、NTTドコモ殿における顧客情報を用いてのNTTグループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアーウォールの確保、及びNTTグループ商品同士を組み合わせでのセット割引の禁止措置を早急に実施すべきと考えます。 <p style="text-align: center;">＜ソフトバンク 10ページ＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件についてはドコモショップを運営する代理店が、NTTドコモ殿との代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモ殿との間に共同の営業行為はありません。 ・ また、当社とNTTドコモ殿との共同営業については、排他的なものでない限り、禁止されるものではないと理解しております。 ・ なお、過年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「あくまで販売代理店がNTT東日本との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず」との検証結果が示されているところであり、新たに具体的な根拠等が示されているものでもないことから、改めて本年度の検証対象とする必要性は乏しいと考えます。

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共調べによると、一部の家電量販店では、NTT東西殿のBフレッツ販売時にOCNのみを取り扱っている事例や、NTT東西殿のフレッツサービスとNTTドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイントの付与等の施策が依然として行われています。 ・ これら事案が、NTT東西殿・NTTドコモ殿・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコミュニケーションズ」という。)殿の主張するように、代理店の判断によるものか、実態を調査すべきと考えます。 ・ 仮に代理店の判断によるものであることが実証された場合であっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせた割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかです。総務省殿においては、十分な検証を行わずNTT西日本殿の情報漏洩問題を引き起こしたというこれまでの検証の甘さを認識の上、より踏み込んだ検証を行うべきと考えます。 ・ 具体的には、共同ガイドラインに記載されている差別的取扱いの禁止や、NTT再編に関する基本方針におけるNTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿の共同営業禁止の本来の趣旨に鑑み、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は決して認められるべきでないことから、NTT東西殿・NTTドコモ殿は、自社に課されている規制の趣旨を代理店に周知・理解をさせるとともに、代理店による排他的なセット販売行為を行わないよう監督義務を負わせる等の追加的なルールを整備すべきと考えます。上記対応を行わないのであれば、市場における問題の放置に他ならず、総務省殿として信頼を再び勝ち得ることはできないものと考えます。 <p style="text-align: center;">＜ソフトバンク 12ページ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家電量販店等でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではない」との検証結果が示されているところであり、本年度の意見についても、具体的な根拠に基づかない推測であることから、改めて検証する必要性は乏しいと考えます。 ・ そもそも、家電量販店などの販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは代理店自らの営業戦略として実施されるものであり、公正競争上の問題が認められないにも関わらず、こうした代理店の戦略に結果的に制限をかけることにつながる追加的なルール等は、代理店各社の経済活動の自由を侵害するものであり、問題であると考えます。

該当部分	再意見
<p>者から多くの問題提起がされてきましたが、検証結果においては、NTT各社自身が排他的な取引をしているわけではなく、家電量販店等の経営判断によるものとされております。</p> <p>そのようななか、フレッツでの地デジ対策として、NTTグループが資本参加する事業者が提供する映像サービス（フレッツ・テレビ、ひかりTV）も同様に取扱われる等、一体的な販売活動が加速しており、今後も拡大していくものと想定されます。</p> <p>結果的に、家電量販店等において、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、またNTT再編の趣旨にも反するものと考えます。</p> <p>また、NTT各社サービスの一体的な販売活動が拡大することは、情報通信市場全体の競争環境に深刻な影響を及ぼすことから、一概に家電量販店等の経営判断によるものと結論づけることなく、NTT各社及びその子会社による営業活動のなかで、このような経営判断を誘引するような施策がとられていないかについて、検証することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">＜ケイ・オプティコム 2ページ＞</p>	

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT法第1条第2項における「地域電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする」との規定や「NTTの再編成についての方針」(1996年12月6日公表)における「地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う」との規定にあるとおり、NTT東西殿の本来の業務範囲は地域電気通信事業に限られているところです。 ・ しかしながら、2001年度の活用業務制度導入以降、次々と当該業務の認可がなされ、結果として、NTT東西殿が活用業務であるひかり電話サービスやフレッツサービス、NTT-NGN上のサービスを実質的に主要業務として拡大させることで、NTT法やNTT再編成の本来の目的と齟齬をきたすばかりでなく、NTT東西殿の業務範囲規制自体の形骸化を招く結果となっています。 ・ NTT再編の趣旨を踏まえれば、上述のとおりNTT東西殿の業務範囲は地域電気通信事業に限定されるべきであり、業務範囲規制の形骸化を解消し、公正競争環境を促進するためにもNTT東西殿の構造分離が必要不可欠と考えられます。従って、このような観点からも十分な議論を行い、早急に構造分離を実現すべきです。 <p style="text-align: center;">＜ソフトバンク 18ページ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用業務制度の在り方の見直し <p>活用業務制度は、本来、NTT東西殿間のヤードスティック競争促進を目的に導入されましたが、NTT持株会社体制の下では、グループ内の会社間同士の利益を互いに奪い合うような競争は現実的には有り得ないこと、また、IP電話やNGN等で既に県間業務の提供を行っていること等から、今後想定される業務を見据えつつ制度の見直しを図る時期にきているものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">＜イー・アクセス 3～4ページ＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の情報通信市場においては、情報通信技術の革新や多種多様な事業者の積極的な市場参入によって激しい競争が繰り広げられており、当社がこれまで営んできた活用業務によって、競争を阻害するような状況にないことは明らかです。むしろ、本制度により、IPブロードバンド市場の競争がより一層促進され、世界に類を見ないダイナミックな発展に大きく寄与したものと認識しています。 ・ 情報通信市場は、IP化の進展により、県内/県間等の区分のないシームレスなサービスが主体となってきており、更に今後は固定/移動や通信/放送等の融合化の進展し、また、コンテンツ・アプリケーションや端末など通信サービスの上下のレイヤとの一体性が高いビジネスモデルなどが登場し始めています。 <p>こうした技術・市場環境の中で、当社がお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを提供していくためには、活用業務制度をより積極的に利用していくことが不可欠であり、また、多様な競争の創出による市場の活性化といった観点からも、当社が活用業務の枠組みを用いて新たなサービスを弾力的に提供していくことが望ましいことから、今後も、①「地域通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない」こと、②「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことの2つの要件を踏まえ、活用業務を実施していく考えです。</p>

該当部分	再意見
<p>・2009年度の検証結果では、「利用者が『フレッツ・テレビ』サービスをNTT東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。」とされており、2008年度の要請内容については注視するとされているところですが、平成22年6月時点の広告物（別添資料参照）を見ても何ら改善が見られず、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい表記になっているとは言えません。</p> <p>NTT 東・西が放送事業を行うことは禁止されており、提供主体がNTT 東・西であるような誤解を利用者に与える広告手法は問題です。利用者への説明責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオプティキャストであり、同社との契約が別途必要なことが理解できるように目立させて表示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;"><KDDI P7></p> <p>・「フレッツ・テレビ」に関して、2008年度検証結果に基づくNTT東日本に対する行政指導において「利用者がフレッツ・テレビサービスをNTT東日本による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするため、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること」とされました。</p> <p>その点に関して、NTT西日本の広告・CMにおいて、一定の表示はなされているものの、それ以上に「NTT西日本の会社ロゴ」や「CM等で採用しているキャラクター」を大きく露出させており、そもそもサービス名称に「フレッツ」を使っていることと相まって、「フレッツ・テレビ」がNTT西日本の放送サービスであると利用者が誤解するものになっております。</p>	<p>・「フレッツ・テレビ」の提供にあたっては、広告・CM等については、以下の内容※を掲載し、放送サービスの提供主体を明確にすることで、指摘のような誤解が生じないように努めております。</p> <p>※広告物への主な掲載内容</p> <p>- 「フレッツ・テレビ」は、NTT 西日本が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、(株)オプティキャストが提供する放送サービス「オプティキャスト施設利用サービス」の契約によりご利用頂きます。</p> <p>- フレッツ・テレビ月額利用料682.5円(税込) (オプティキャスト施設利用料210円(税込) /月を含みません。)</p> <p>※CMでの掲載内容</p> <p>- 「フレッツ・テレビ」は地デジ受信方法のひとつであり、「フレッツ光」を利用し、(株)オプティキャストの放送サービス(地上/BS)を受信するサービスです。</p> <p>- フレッツ・テレビ月額利用料682.5円(税込) (オプティキャスト施設利用料210円(税込) /月を含みません。)</p> <p>・また、一昨年度、本社に設置した広告審査組織などにおいて、すべての広告物の審査を実施しているところであり、現在、ブロードバンド市場においては、トリプルプレイに対</p>

該当部分	再意見
<p>放送事業への参入を許されていないNTT西日本が、あたかも放送サービスを提供しているかのように認識させる広告が引続き行われ、またCMによるマス訴求を拡大している状況にあることから、放送サービスに関して「フレッツ」ブランドの利用を禁止する等、NTT西日本に対し、より一層の改善措置を指導すべきであります。</p> <p>また、このようなNTT西日本による他社サービスの大々的な販売促進活動が、NTT法第2条第4項第1号の規定（目的達成業務）等に照らして、逸脱するものになっていないかも検証することが必要と考えます。</p> <p>加えて、「フレッツ・テレビ」は、それぞれの市場で独占的な支配力を持つNTTグループとスカイパーJ SATによって、子会社等を介した複雑な資本関係のもと提供されていることから、そのなかで排他的な結合や連携が生じていないか、利用者料金設定に何らかの影響を与えていないか等について、検証することも重要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">＜ケイ・オプティコム 3ページ＞</p>	<p>するお客様ニーズに応えるべく、様々な事業者が自らの経営資源の活用や他社とのアライアンスなどを通じ、映像サービスやIP電話サービスなどを提供し、活発な競争を展開しています。</p> <p>当社も、インターネット以外のフレッツ光の新たな利用シーン・魅力として、フレッツ光と共に提供される各種映像サービスの紹介を通じて、こうしたお客様ニーズに応えていく考えです。</p> <p>・なお、フレッツ・テレビの提供について、他の放送事業者様からのご要望がある場合には、事業者を問わず協業に向け協議させていただく所存です。</p>

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループ各社におけるブランド力は、事業者間の競争環境に大きな影響を及ぼしているものと考えます。特に、FMCの展開や上位レイヤへの進出に伴って、グループ会社間の連携強化に起因するブランド力の相乗的効果により、競争環境への影響度合いが増すことが懸念されます。 ・これまでの本制度の検証結果においては、総務省殿より、ブランド力分析の必要性は示されているものの、「NTTブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく」と述べるにとどまっています。その後、具体的に分析を実施する等の進展は見られない状況ですが、ブランド力の影響が検証結果等において明示されているにも係らず、何の措置も講じないことは公正競争の阻害要因を放置し続けることとなり、問題であると考えます。 ・タスクフォース等でNTT組織の在り方について検討されている現時点において、総務省殿による「NTT」ブランド力の詳細分析がなされることは重要であり、特にNTT東西殿の県域等子会社である「NTT-●●」といった社名が公正競争上に与える影響等の分析をする必要があると考えます。歴史的成り立ち等に起因し、消費者にとって「NTT」ブランドは優位性をもつものと見受けられるため、グループ全体に対して「NTT」ブランドを使用させず、事業会社・子会社毎に異なるブランドを使用させる等、早急にブランド使用に係るルールを確立することが必要と考えます。 <p style="text-align: center;">＜ソフトバンク 15～16ページ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株およびNTT東・西に限定されている「日本電信電話」＝NTTブランドを「NTT東日本-〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠することにより、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針（平成9年12月4日公表）」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されておらず、ブランドや信頼性は企業としての経営努力の結果として獲得されるものであり、公正競争の観点から問題となるものではありません。

該当部分	再意見
<p style="text-align: right;"><KDDI 5ページ></p> <p>・NTTグループの実質的な一体経営を防止するため、「NTT」や「エヌ・ティ・ティ」の名称の県域子会社等における使用を制限する方向で運用すべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;"><個人></p>	

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループ内の人事交流については、ここ数年頻繁に行われていることが見受けられます。単なる人事交流にとどまるのではなく、グループ一体化を推進するための要素として、またグループ全体の競争力強化の要素として、NTT持株殿を中心に戦略的に人材配置が行われている節も見受けられます。 ・本件については、これまでの検証結果において、「NTT東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取組を実施しているとしており、引き続き注視していく」とされていますが、守秘義務遵守の誓約書を提出さえすれば、NTTグループ会社間での役員異動が自由に行える、という状態を暗黙的に認めることは、グループの連携強化を後押しするものにほかならず、NTTグループと競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びにNTT 再編の趣旨に反するものと考えます。 ・従って、弊社共の従前からの主張どおり、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTT持株殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿、NTTデータ殿等のNTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。 ・加えて、こうしたグループ会社間の人事異動は、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、タスクフォースの議論においてNTTグループの持株会社体制自体を見直すべきと考えます。 <p style="text-align: center;">＜ソフトバンク 17ページ＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。 ・なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど、人事交流によって公正競争が阻害されないよう、公正競争の遵守に引き続き取り組んでいく考えです。

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度の本制度の意見において、弊社共が指摘してきたところですが、NTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿による共同営業行為（顧客の紹介・共同提案等）は継続的に行われている状況です。 ・ 総務省殿においては、NTT東西殿の法人営業をNTTコミュニケーションズ殿へ集約した際に、NTTコミュニケーションズ殿に提供される顧客情報が競争事業者に提供される顧客情報と同一であれば問題ないとする判断がなされていますが、これでは全ての顧客情報がNTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿の三社間でも共有できることとなり、「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等を助長する要因となります。 ・ このような状況を抜本的に解決するためには、現状の法規制だけでは不十分であることから、日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT法」という。）の改正等によりNTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿の共同営業行為を明確に禁止すべきと考えます。 <p style="text-align: center;"><ソフトバンク 19ページ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様から要望があった場合、当社の営業担当者とNTTコミュニケーションズ殿の営業担当者が同行することがありますが、その場合においても、当社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同一としており、公正競争上の問題はないものと考えます。

該当部分	再意見
<p>・ (財) 日本電信電話ユーザ協会、(財) 日本公衆電話会 (PCOM) 公益法人である日本電信電話ユーザ協会、日本公衆電話会は共に、事実上、公社時代からの顧客基盤をそのまま継承し、NTT再編前の経営形態のままで運営されています。(財) 日本電信電話ユーザ協会は、NTTグループのOBが本部の役員に就任し、現役のNTT東・西、NTTドコモの役員・支店長等が地方の協会の理事・顧問等になっているなど、実質的にNTTグループ傘下であり、全都道府県支部の拠点は、NTT東・西の支店か県域等子会社のいずれかに設置され、会員に対してNTTグループ各社の商品・サービスについて割引等を行っています。これは、私企業の利益のために存在しているわけではない公益法人を介した事実上の一体営業であり、禁止行為に反する行為といえます。</p> <p>これらの営業活動は、禁止行為対象事業者の電気通信業務の主たる部分を委託するものであって、実態上は対象事業者による行為と同じであるため、禁止行為の対象範囲をグループ傘下の団体等まで拡大する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;"><KDDI 7ページ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (財) 日本電信電話ユーザ協会及び(財) 日本公衆電話会については、昨年度の競争セーフガード制度において、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』に基づいた適切な指導・監督に努めていく。」とある通り、主務官庁により適正に指導・監督がなされているものと考えます。 ・ なお、当社と(財) 日本電信電話ユーザ協会との間に各種サービスの販売等に関わる契約は一切ございません。